

大阪広域環境施設組合西淀工場で発電した余剰電力の売却に係る仕様書

1. 件名

大阪広域環境施設組合西淀工場で発電した余剰電力の売却
(単価契約)

2. 余剰電力の予定売却電力量 (余剰電力量)

54, 237, 296kWh (詳細は【別紙1】のとおり)

- ※ 大阪広域環境施設組合 (以下「本組合」という。) は、本組合西淀工場 (以下「西淀工場」という。) で発電した電力から自家消費電力を差し引いた電力 (以下「供給電力」という。) の一部又は全部を自己託送送電電力として、大阪市の各需要施設 (以下「各需要施設」という。) が使用する自己託送電力に活用する。
- ※ 本組合は、供給電力から自己託送送電電力を差し引いた電力 (以下「余剰電力」という。) を受注者に全量売却する。
- ※ 供給電力量は、西淀工場における一般送配電事業者の取引用電力量計を介して計量される量とする。
- ※ 余剰電力量及び自己託送送電電力量は、一般送配電事業者の各種約款に基づき、供給電力量と同一の地点を基準に仕分 (算定) される。なお、当該約款に基づく順位は、自己託送送電電力量の計画値同時同量制度に基づく計画値と実績値の差異 (以下「インバランス」という。) を最小限に軽減させる設定とする。

3. 売却予定の非化石電源価値

余剰電力量 54, 237, 296kWh に相当する非化石電源価値 (詳細は【別紙1】のとおり)

- ※ 余剰電力に係る非化石エネルギー源に由来する非化石電源としての価値 (以下「非化石電源価値」という。) は、本契約により受注者に売却される余剰電力に併せて、当該余剰電力に係るものを相対取引により受注者に全量売却する。
- ※ 本組合及び受注者は、余剰電力量に相当する非化石電源価値を有することを証するもの (以下「非F I T非化石証書」という。) に係る取引を円滑に行うために、必要な手続を自己負担により遅延なく行うものとする。
なお、当該手続の完了後に非F I T非化石証書は受注者に移転されるが、手続きの実施時期については、本組合と受注者協議の上決定する。
- ※ 本組合は、入札日現在、一般社団法人日本卸電力取引所 (JEPX) の非化石価値取引会員ではないため、非化石電源価値の認定に係る申請は原則受注者が実施することとする。ただし、関係法令等の改正によって、本組合自ら申請することを求められる場合や本組合の都合により新たに当該会員となる場合はこの限りではない。
- ※ 非F I T非化石証書の証する非化石電源価値に相当する実際の電力量が上記の予定電力量から増減した場合でも、余剰電力量とともに非化石電源価値の全量を受注者に売却するものとし、その増減に伴う費用については、受注者の負担とする。

4. 契約期間

契約締結日から令和 10 年 2 月 29 日

5. 売却期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 10 年 2 月 29 日 24 時まで

6. 履行場所

大阪市西淀川区大和田 2－5－68 西淀工場

7. 工場概要

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 施設概要 | 一般廃棄物処理施設 |
| (2) 処理方式 | 焼却方式（ストーカ式） |
| (3) 処理能力 | 600t/日（300t/日 2 基） |
| (4) 竣工年月 | 平成 7 年 3 月 |

8. 電気方式

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 電気方式 | 交流 3 相 3 線式 |
| (2) 周波数 | 60Hz |
| (3) 標準電圧 | 70,000 V |

9. 発電設備

- | | |
|------------|------------|
| (1) 発電機 | 蒸気タービン発電機 |
| (2) 燃料 | 一般廃棄物 |
| (3) 定格出力 | 14,500kW |
| (4) 工場設備概要 | 【別紙 2】のとおり |

当該発電設備は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法附則第 3 条により廃止された、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法における新エネルギー等発電設備として、経済産業大臣の認定を受けたものである。

また、本組合は電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 15 号に規定する発電事業者である。

10. 電力広域的運営推進機関等への各種計画の提出

当該発電設備における、電力広域的運営推進機関等への各種計画の提出については、受注者が発電契約者※として行うものとする。なお、各種計画は、電気事業法第 29 条で定める供給計画を除く。

※発電契約者とは、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者をいう。

11. 契約条項

落札後に別紙「西淀工場余剰電力売却契約書（案）」を基本とし、契約書を締結するものとする。

12. 余剰電力等の変動について

工場の運転状況や工場に搬入される一般廃棄物の性状等により、余剰電力量、余剰電力量に相当する非化石電源価値及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき算定されたバイオマス比率（以下「バイオマス比率」という。）は、予定より増減することがあるが、この増減により発生する費用負担については、受注者の責任とする。また、受注者は、その増減に係るインバランス精算に伴い発生する費用を負

担する。

13. 余剰電力料金

1 月毎の余剰電力料金の算出式：

余剰電力料金＝（電力量料金）＋（調整金）

※電力量料金及び調整金の算出方法は、自己託送制度を活用した電力需給に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）を参照すること。

14. 各種手続

本組合及び受注者は、本契約を履行するため、国、認定機関及び一般送配電事業者等に対する申請手続を遅延なく行うものとする。

15. 消費税法等の改正

この契約締結後、消費税法等の改正によって契約単価に係る消費税率の改定があった場合は、当該改定後の期間における契約単価は、次の計算式で算定される数値（小数点以下第 3 位を四捨五入）とする。

$$(\text{別紙 1 に定めた余剰電力量の電力量料金単価} / 110) \times (100 + 100 \times \text{変更後の消費税率})$$

16. 発電側課金制度

本組合は、実際の供給電力量に応じて課される系統連系受電サービス料金（発電側課金）、契約超過金及び延滞利息について、系統連系受電契約にかかるもの（以下これらを単に「発電側課金等」という。）を発電事業者として負担する。原則、発電側課金等の一般送配電事業者への支払いは、自己託送送電電力量に係るものを除き受注者を通じて行うこととし、支払いに際して、発電側課金等と 13. 余剰電力料金との相殺処理は実施しないこととする。

17. その他

用語の定義や自己託送に関わる内容等は、共通仕様書を参照すること。

18. 添付資料

- （１）【別紙 1】余剰電力の予定売却電力量
- （２）【別紙 2】工場設備概要
- （３）【別紙 3】令和 6 年度 余剰電力の売却電力量実績
- （４）【別紙 4】バイオマス比率過去実績
- （５）【別紙 5－1】令和 6 年度 西淀工場供給電力量の実績（30 分値）
- （６）【別紙 5－2】令和 6 年度 西淀工場自己託送送電電力量の実績（30 分値）
- （７）【別紙 5－3】令和 6 年度 西淀工場余剰電力量の実績（30 分値）
- （８）【別紙 6】余剰電力の売却明細書（西淀工場）

●余剰電力の予定売却電力量（余剰電力量）

		供給電力量（kWh）		
			自己託送送電電力量	余剰電力量
令和8年度	令和 8 年 4 月	3, 448, 130	1, 280, 445	2, 167, 685
	5 月	4, 290, 740	1, 138, 591	3, 152, 149
	6 月	5, 404, 460	1, 319, 740	4, 084, 720
	7 月	4, 805, 760	1, 743, 770	3, 061, 990
	8 月	3, 308, 000	1, 684, 151	1, 623, 849
	9 月	1, 314, 700	1, 172, 468	142, 232
	10月	993, 460	685, 111	308, 349
	11月	4, 115, 450	1, 419, 909	2, 695, 541
	12月	6, 361, 200	2, 228, 674	4, 132, 526
	令和 9 年 1 月	4, 742, 240	1, 919, 635	2, 822, 605
	2 月	2, 440, 840	1, 448, 540	992, 300
	3 月	5, 524, 890	1, 742, 676	3, 782, 214
令和9年度	令和 9 年 4 月	3, 448, 130	1, 280, 445	2, 167, 685
	5 月	4, 290, 740	1, 138, 591	3, 152, 149
	6 月	5, 404, 460	1, 319, 740	4, 084, 720
	7 月	4, 805, 760	1, 743, 770	3, 061, 990
	8 月	3, 308, 000	1, 684, 151	1, 623, 849
	9 月	1, 314, 700	1, 172, 468	142, 232
	10月	993, 460	685, 111	308, 349
	11月	4, 115, 450	1, 419, 909	2, 695, 541
	12月	6, 361, 200	2, 228, 674	4, 132, 526
	令和10年 1 月	4, 742, 240	1, 919, 635	2, 822, 605
	2 月	2, 528, 030	1, 448, 540	1, 079, 490
合計		88, 062, 040	33, 824, 744	54, 237, 296

(1) 供給電力量

共通仕様書 2（2）で規定する供給電力の量。

(2) 自己託送送電電力量

共通仕様書 2（3）で規定する自己託送送電電力の量。

(3) 余剰電力量

共通仕様書 2（4）で規定する余剰電力の量。

○西淀工場で取引する非F I T非化石証書

設備 I D	非化石電源価値に相当する 23 ヶ月間の合計電力量（予定）		取引形態
	数量（kWh）	証書の種類	
B 0 0 0 0 6 1 E 2 7	27, 118, 642	再エネ指定	相対取引
	27, 118, 654	再エネ指定なし	

※非F I T非化石証書（再エネ指定）

非F I T非化石証書のうち、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）第 2 条第 3 項に規定される再生可能エネルギー源から発電されたものとして、再生可能エネルギー由来であることを指定するものであり、その数量は、非化石電源価値に相当する電力量の総量にバイオマス比率を乗じた量とする。

※非F I T非化石証書（再エネ指定なし）

非F I T非化石証書のうち、非F I T非化石証書（再エネ指定）に該当しないもの。

※証書の配分

再エネ指定及び再エネ指定なしの予定数量は、バイオマス比率（見込み）50%で算出（配分）している。実際のバイオマス比率が予定より増減することがあるが、この増減に伴い、証書の配分が変動することによって生じる費用負担については、受注者の責任とする。

※本組合は、受注者の求めに応じ、バイオマス比率を証する書類について、関係法令等の改正及びその他特別な理由がある場合を除き毎月受注者に提出する。

○定期整備工事等による発電機の停止時期について

令和 6 年度の発電機の停止時期は以下のとおりである。

令和 8 及び 9 年度は、定期整備工事を 9 ～11 月に予定しており、10 月初旬から約 20 日程度発電機を停止する予定である。

令和 6 年度実績

内容	期間
焼却設備の故障のため発電機停止	6 月 27 日～7 月 2 日
	9 月 8 日～9 月 14 日
	10 月 16 日～10 月 19 日
	11 月 8 日～11 月 12 日
	2 月 28 日～3 月 4 日
定期整備工事による全炉停止のため発電機停止	9 月 19 日～10 月 11 日

●工場設備概要

所 在 地	大阪市西淀川区大和田 2 - 5 - 68
受 給 地 点	同 上
電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受給最大電力	10,800kW
周 波 数	60H z
標 準 電 圧	70,000 V
財 産 責 任 分 界 点	受給地点における特高受電室内の一般送配電事業者の 70,000 V 地中引込線立ち上がり電らん終端箱
保 安 責 任 分 界 点	同 上
新エネルギー等発電設備 設 備 I D	B 0 0 0 0 6 1 E 2 7
新エネルギー等発電設備 認 定 日	平成 15 年 3 月 28 日

●令和 6 年度 供給電力量の実績

	供給電力量 (kWh)		
	自己託送 送電電力量	余剰電力量	小計
令和 6 年 4 月	1, 214, 383	2, 233, 747	3, 448, 130
5 月	1, 232, 026	3, 058, 714	4, 290, 740
6 月	1, 621, 154	3, 783, 306	5, 404, 460
7 月	3, 205, 211	1, 600, 549	4, 805, 760
8 月	1, 559, 110	1, 748, 890	3, 308, 000
9 月	893, 098	421, 602	1, 314, 700
10 月	656, 632	336, 828	993, 460
11 月	1, 662, 954	2, 452, 496	4, 115, 450
12 月	2, 429, 943	3, 931, 257	6, 361, 200
令和 7 年 1 月	2, 108, 088	2, 634, 152	4, 742, 240
2 月	1, 531, 844	908, 996	2, 440, 840
3 月	1, 956, 432	3, 568, 458	5, 524, 890
合計	20, 070, 875	26, 678, 995	46, 749, 870

(1) 供給電力量

共通仕様書 2 (2) で規定する供給電力の量。

(2) 自己託送送電電力量

共通仕様書 2 (3) で規定する自己託送送電電力の量。

(3) 余剰電力量

共通仕様書 2 (4) で規定する余剰電力の量。

●バイオマス比率過去実績

[単位：％]

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1四半期	56.977	50.898	54.306	48.457
第2四半期	46.554	44.141	50.692	52.184
第3四半期	37.38	43.762	57.011	
第4四半期	55.996	48.426	57.796	